

廃第1884号—7

令和4年3月17日

一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長 様
千葉県産業廃棄物処理業協同組合理事長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公印省略)

舗装の切断作業時に発生する廃水の適正処理について (通知)

産業廃棄物の適正処理につきましては、日頃から御協力いただき御礼申し上げます。

この度、令和2年度に行われた舗装版切断工事において発生する廃水（以下「カッター汚泥」という。）が不法投棄される事案が判明しました。

また、本件事案に係る調査を行ったところ、他の舗装版切断工事に関わる複数の事業者がカッター汚泥の不法投棄を行ったことが判明しました。

当該行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の根幹を揺るがすものであり、重い罰則が定められている重大な違反行為です。

つきましては、排出事業者からカッター汚泥の処理を委託された場合、下記の方法によるカッター汚泥の適正処理を厳守するよう、貴団体会員への周知をお願いいたします。

なお、今後同様の行為が発生した場合は、法及び千葉県の「『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づく処分基準」に基づいて厳正に対処していくことを申し添えます。

記

- ①千葉県内（千葉市、船橋市、柏市を除く。）において舗装版切断作業が行われ、カッター汚泥が発生し、その処理を委託された場合は、産業廃棄物の「汚泥」と「廃アルカリ（pH12.5以上は特別管理産業廃棄物の廃アルカリ）」の混合物として適正に処理すること。

②千葉県内（千葉市、船橋市、柏市を除く。）において舗装版切断作業が行われ、廃水が生じない工法（空冷式等）で収集した粉塵の処理を委託された場合は、産業廃棄物の「汚泥」として適正に処理すること。

なお、①及び②の汚泥は建設汚泥に該当しないことに留意し、産業廃棄物の処理を委託された場合は、委託基準等を遵守し適正に処理してください。

※上記の取扱いについては、千葉県内（千葉市、船橋市、柏市を除く。）で発生したカッター汚泥の取扱いとなります。

各自治体により、取扱いが異なる場合がありますので、千葉県外（千葉市、船橋市、柏市を含む。）における取扱いについては、各自治体に御確認ください。

千葉県環境生活部廃棄物指導課

監視指導室

TEL 043-223-2695

FAX 043-221-5789